

パナマにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	個人消費品への輸入規制	<p>・個人消費の輸入荷物(日本食や日用品)につき、年間輸入回数や重量制限が2016年7月11日より適応された。多くの海外勤務者の方より日本食送付の依頼があるが、2017年7月の通達以降、通達を順守し、単身5kg未満で発注を頂いている状況。</p> <p><規制詳細></p> <ul style="list-style-type: none"> - 年間送付回数制限:3回まで - 1回の個人輸入重量制限: 単身者:GROSS 5KGまで(実質4KG) 帯同者:GROSS 10KGまで(実質9KG) - 当局に対して事前に輸入申請が必要パスポートを提示し個人ごとの申請登録が必要。 - 1アイテムごとに2ドルの費用の当局への支払義務。 - 1kg相当のサンプル検収実施(不特定)。 	・制限緩和を検討して頂きたい。	
14税制	日機輸	(1)	CAIR (Alternative minimum income tax)	<p>・パナマ法人は以下の何れか高い方を支払う。</p> <p>法人税 25%(課税所得 x25%) 総所得の 4.67%</p> <p>2015年度課税について CAIR 適不適用を要望も却下、現在当局と係争中。 2017年度所得税において、課税所得ベース(上述)の納税を容認。</p>	・CAIR の適用除外措置の緩和、撤廃。	・2010年法律改正第8号 (税法改正)
	日機輸	(2)	税務調査の遅延	<p>・2012年5月に実施された税務調査案件が未解決。</p> <p>対象期間:2008年度、2009年度</p>	・手続き時間の短縮化。	
	日機輸	(3)	税務調査の不透明	<p>・課税所得に Arms length を適用して課税範囲を拡大し、科料10%、金利年9.6%を追徴するなど、不透明な税務調査が実施され、事業のリスクとなっている。</p>	<p>・税の透明性向上。</p> <p>・科料・金利の引き下げ。</p>	・パナマ税法
23諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	訴訟手続の遅延	<p>・2010年の売掛債権回収訴訟案件が未解決。</p>	・手続き時間の短縮化。	